

会		議		記		録	
会 議 の 名 称		決算特別委員会 総務文教分科会			会議場所 第1委員会室		
					担当職員 小川		
日 時	令和7年9月17日（水曜日）				開 議		午前10時00分
					閉 議		午後 4時40分
出席委員		◎竹内 ○三上 原野 小林 浅田 山本 松山 福井					
執行機関出席者		川勝教育長、中川教育部長、飛田教育部次長、数井教育総務課長、今西学校教育課長、黒田教育支援担当課長兼指導主事、小林社会教育課長、森岡社会教育課人権教育担当課長、岩崎学校給食センター所長、西山図書館長、大石みらい教育リサーチセンター所長兼学びサポート係長事務取扱、山内みらい教育リサーチセンター副所長兼学びプロモーション係長、柳谷教育総務課副課長兼施設係長事務取扱、榎本教育総務課総務係長、出口教育総務課管理係長、井内学校教育課学事係長、石田学校教育課指導係長、田中社会教育課児童クラブ事業推進係長、山口社会教育課主幹、山本図書館副館長					
事務局		小川事務局次長					
傍聴	可・否	市民 0名		報道関係者 0名		議員 0名（ ）	

会 議 の 概 要

開議 10:00～

1 開議

〔事務局日程説明〕

10:01

2 議案審査

（1）令和6年度亀岡市一般会計決算認定について（第8号議案所管分）

≪10款教育費（4項幼稚園費まで） 歳入・歳出説明、質疑≫

（教育部 入室）

10:03～

【教育部】

教育長 あいさつ
（あいさつ後、退席）

10:13

各課長 説明

11:22

≪質疑≫

＜松山委員＞

249ページのスクールロイヤーといじめ防止対策推進委員会について伺う。
このスクールロイヤーは弁護士は1名当たり何校ぐらい対応されているのか。

<学校教育課長>

この学校はこの弁護士が担当するという配置の仕方はしていない。今現状、京都弁護士会からお二人の弁護士を推薦をいただき、その案件が発生した場合に、そのスクールロイヤーのお二人に内容をお伝えして、どちらの弁護士が対応するのかということを決定的にいただき、ご対応していただいている。

<松山委員>

京都府弁護士会から2名、年間で固有の2名がいらっしゃるという考え方ではなかったか。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<松山委員>

このいじめ防止対策推進委員会の位置づけを、もう一度確認をさせていただきたい。いじめの事案が発生した。重大なものであれば、生涯学習部のほうに出てくるいじめ調査委員会が発足されて、その中で審議がされる。このいじめ防止対策推進委員会は、それよりも少し前段階の中でのいじめ防止対策を検討されている委員会なのか、事案が起こった場合、こういった形で動いていくのか、伺いたい。

<学校教育課長>

今おっしゃられたとおりで、生涯学習部人権啓発課とも連携しながら取組を進めている。教育委員会が、子どもが所管するいじめ防止対策推進委員会の役割が2つある。1つ目が、主な役割であるが、いじめ防止に対する啓発とか、取組、つまりいじめをなくしていこうする取組を、どういいうように取り組めばよいのか、今の亀岡市の教育委員会の取組で足りているのかどうかを審議いただき、こういう取組をしたほうがよいのではないかとという提案もいただくことが、この委員会の役割の一つである。それが本来の役割であるが、その次の役割は、その同一の委員会が形態を変えて、同じ委員が参画をした上で、重大事態の調査委員会としての役割も担うことにもなっている。これはいじめの重大事態が疑われる、疑わしきものも含めて発生した場合、そういう人格にこの委員会が変わって、調査を行うことになる。先ほど松山委員がおっしゃっていただいたように、人権啓発課と委員会との役割の分担は、まずいじめ防止対策推進法においては、重大事態の発生がされた場合は、まず教育委員会の附属機関で、当然、学校で実態把握はするが、その後、教育委員会のほうで、教育委員会の附属機関として事実関係の把握、実態の調査というものをすることが定められている。この教育委員会の附属機関が、今、我々が担当している部分になる。この調査結果を当然として、被害者なり、被害者の保護者なり、加害者の保護者なり、いじめに関係する方々へ調査結果を報告する。その報告をした結果、再調査を申し出られるケースがある。その再調査を実施する機関は、市長の附属機関で再調査を行うことが定まっている。したがって、その再調査を行う市長の附属機関を担っているのが、生涯学習部人権啓発課である。この重大事態が発生した後の調査等々については、そういう2段階の委員会で調査をしていくというような流れになっている。

<松山委員>

その市長の附属機関で人権啓発課にしておいたほうがよいのか。例えば市長公室とか、人権啓発課がなじむのかというところと、あと、これは今、課長がお

っしゃっていただいたみたいに、法律で決められているという理解をしておいたらよいのか。

<学校教育課長>

市長の附属機関は定められているが所管部署がどこというのは、定められていない。

<松山委員>

今のお話を聞くと、できるできないはいろいろあると思うけれども、スムーズな流れをこれまでも取られていると理解はしている。例えばこれからのいじめの事案もすごく多様化しているような状態の中で、より綿密に教育委員会として、このいじめ調査委員会も持っておくほうがよいのかと思っている。なぜかと言うといじめ対策委員会は、形態を変えるのみで委員も中身は一緒のことである。その委員がいじめ調査委員会の委員にもなるのであれば、生涯学習部に置く必要がないと思っていて、何かいじめ調査委員会を生涯学習部に質問をすると、それは教育部で聞いてくださいと返答される。別に、プライバシーの部分を聞きたいわけでは全くないが、何かあったときに、教育委員会に聞いてくださいと言われるのであれば、もういじめ調査委員会も形態を変えて同様の委員でもあるので、この中に入れるほうが馴染むのではないか。

<学校教育課長>

結論から申し上げますと、先ほどいじめ防止対策推進法の法律であるが、第14条の規定によって教育委員会に調査委員会を設定する。第30条の規定により、市長の附属機関を設置するとなっているので、一定、2機関に分けて再調査をする。それは、この法律から読むと、調査機関を変えて、事象を点検せよということが主になってくるのではないかと思う。もう一点、我々が設置しているいじめ防止対策推進委員会は、いじめ防止啓発活動の取組も審議いただくけれども、この委員会の中にも弁護士も加わっていただいている。様々な機関、医師も入っていただいているので、必ずしも教育委員会が設置している調査機関のほうの調査が手薄になるということはない。委員の中の弁護士を中心として、その法的見地を持った調査をいただいている。それと、一番大事なのは、教育委員会が調査をしているわけではなくて、教育委員会が、よく言われる第三者委員会という表現をよくするのが、教育委員会は会議の準備、調査の段取りはするけれども、その調査の中には入っていかない。その委員会が調査いただいた結果を聞かせていただいて、事務局的な立場というか、事務的なことはするが、調査には一切入らず、委員の皆様で調査を進めていただくことになっている。あと1点、ちょっと余談になるけれども、今、亀岡市では、市長の附属機関へ再審が申し立てられて調査をしている件数は、非公表だけれども、ないというのが現状である。

<松山委員>

もう一つ、教育委員会に情報が来ない、例えば現場は学校で、事件は現場で起こっているというのがあったけれども、本当にそうだと思うし、現場で話が上がって、結局、もしかしたら重大かもしれないようなぎりぎりのラインのところが教育委員会に上がってこない状況、要は、学校の現場の校長先生や、もしかしたら担任レベルになるのかもしれないけれども、そこで、ある種、収めてしまう部分があって、教育委員会まで情報が共有されない場合、これがやっぱ

り教育委員会として実態の把握がなかなかしづらい部分はあると思うが、そういったことを例えば見ていくことになったときに、どういったことをしたら現場の状況が分かるのかと思い、すごくふわっとした質問だけれども、なかなか把握し切れない部分があると思う。

<学校教育課長>

今おっしゃられるとおりである。学校現場においては、もう子ども間、保護者間、子どもと先生間、先生と保護者間で様々な事象が起きている。いじめの定義も若干曖昧な部分があるが、いじめ防止対策推進法で「いじめ」を定義されている。その中で重大事態と疑わしきものは、京都府教育委員会に報告することになっている。報告案件かどうかの境界がなかなか難しいが、いじめ防止対策推進法の解釈では、例えば、学校に行きづらくなった、学校に行けなくなったケース、この要因がいじめと疑われるものであれば、重大事態の疑いとして扱いなさいということになっている。いじめ防止対策推進法の中でのいじめの定義が広く捉まえらるることになったので本市教育委員会への報告がたくさん来るようになった。その中には、ちょっと事象の緊急性を伴うもの、緊急性をあまり要しないと考えられるものなど、様々な要件が入ってまいる。それを全て、先ほど言ったフローで第三者委員会にかけていると、本当に重大なことが起きたときに第三者委員会が機能しないことになってしまう。これを防ぐために、どうしても学校の現場において、一定の合意形成、いじめがなくなる、いじめのその事象が抑えられるように取り組められないかを昨年度考えた結果、やっぱり学校にも、いじめ防止対策推進法が悪いという意味ではないけれども、この法律にのっとった動きが学校現場としてできているかどうかを常に学校の先生方が不安に感じられて、平たい言い方をすると、どこかからの訴えが学校になるのではないかと、法律的にやっぱり責任を果たせていないのではないかとというような学校への御意見が来ることも心配をされて、学校としても動きにくくなった。ということは、教育委員会に報告しておけばよいと考えられることにつながる。全てこのフローに落とすと、教育委員会も対応できないことも考えられるので、そこで制度的に考えたのがスクールロイヤーという制度である。第三者委員会にかけるのが嫌というわけではなく、第三者委員会の中で、より学校に近い現場の中で法的な見解も持って学校の先生がきっちりと対応して、その事象が収められるように取り組むことができるようにスクールロイヤーの予算を計上した。

<教育次長>

学校現場の中で昨年8月だったと思う。いじめの防止のガイドラインが改訂されて、そのガイドラインの中身をしっかりと読んで、これがいじめの対象になるのかどうかということは、各学校でチェックしていただいている。そのことによって、先ほど課長も説明したが、ちょっとしたことで、校長先生から教育委員会に連絡が入って、スクールロイヤーに確認して行こうとすることは、結構な件数になってきている。そういう形でできるだけいじめ防止に近い対応としているのが現状である。

<松山委員>

このスクールロイヤーの件数としては令和6年度に何件、相談も含めて教えてほしい。

<学校教育課長>

報酬を支払った相談は3件であり、3件を対応いただいた。

<山本委員>

関連で、4万8,125円の金額の根拠を教えてください。

<学校教育課長>

こちらのほうは、時間単価で、京都弁護士会と1時間当たりの相談で1万6,500円という時間単価は設定をさせていただいている。割り切れない金額であるが電話相談の場合は、その時間を1時間ではなくて、時間案分をするような形であったり、移動を伴う交通費については、別途と支払い、1万6,500円の基本単価に移動費を加えて、令和6年度はこの決算額になっている。

<山本委員>

3件の中の案件についてどのような内容か。

<学校教育課長>

固有の学校名、個人名は控えさせていただくが、1件目が、保護者間のトラブルの仲裁に学校が入ってほしいということで、学校が悩んでおられた。その場合、学校としてどう振舞ったらよいかというケースが1件。もう一件は、PTAに絡むことであるが、PTAの活動に対して、学校としての関与の仕方の相談であり、保護者の方と齟齬、意見の擦れ違いがあった。これについて、学校としてどういうふうな法的な見解を持って対応したらよいのかというのが1件。最後に、保護者と教師間のトラブルがあって、いずれにしても、やっぱり学校としてどういうふうに対応したらよいのかを法的な見解を持ってお答えし、相談に対応ができるのか、先生方もしかり、保護者の方への説明も理論立てて説明できるようにするために、先生方の安心感を培われたのではないかと思います。

<山本委員>

それを活用したことで結果はどのようなになったのか。

<学校教育課長>

結論から言うと、問題事象の合意形成は、スクールロイヤーに相談したからといって、すぐに解決したということにはなかなかならない。スクールロイヤー制度はもう皆さん御承知いただいているが、学校の先生の代わりに、学校の校長先生の代わりに保護者に説明してきてほしい、これはスクールロイヤーではないので、学校の先生方が相談する、保護者の意見も含めて相談をするということになって、先生方のスキルの向上も含めて学校の対応力を向上するスクールロイヤーの役割となっているので、スクールロイヤーが解決してもらえるものではない。合理的な説明は保護者にはできたことは確実ではあるが必ずしもきっちりと合意形成が図られた、保護者間とのトラブルがなくなった、理解をいただいたということにはなかなか直接つながらない。その後、頻繁に相談の連絡がないということから考えると、一定この対応が功を奏していると思っている。

<山本委員>

248ページのまなびの機会確保補助金である。件数が30件のうち、児童・生徒の在籍状況はいかがか。小学校は何人であり中学校は何人か。

<学校教育課長>

フリースクールに通っておられる方の補助であり、小・中学校別に分けていなかった。小学校が17件、中学校が13件の合計30件となっている。

<山本委員>

対応してくださる施設が以前は6施設と聞いていたが、先ほどの説明の中では9施設になっていると思うが、市内・市外を含めて対応を、オンラインも含めて、状況を伺いたい。

<学校教育課長>

対応している施設は9件であり、亀岡市内にあるのが3施設である。これは、実際に対面で行っていただいている。近年、増えてきているのがオンラインスクールである。これは、固有名詞を出してもよいと思う。N中等部とか、成基学園がやっておられるオンラインスクールとか、YMCAがやっているオンラインスクールとか、各学習塾系が多い。トライのグループがやっているオンラインスクールとか京都市内の二条駅前にあるYUME Schoolというところにも、通っておられる方もいる。補足ではあるがこの制度はフリースクールを亀岡市として認定するというのではなくて、この児童・生徒がこのフリースクールを活用するという情報が学校から教育委員会に入ってくる。その学校との連絡とか、日頃のその児童生徒の状況が学校とフリースクールとの間で連携が取れているかどうか、また学習環境面とかが行き届いているかどうか、指導面が行き届いているかどうかというようなところを、その都度、教育委員会のほうが出向いて、一定、確認をさせていただく。その確認内容に基づいて、この児童生徒がこのスクールに通うことが指導上一定有効であることが確認できた場合に限り、この児童生徒がこの学校に行くことを限定して補助をしていくことになる。

<山本委員>

私は、市が認定しているフリースクールじゃないと駄目というふうに思っていたので、そうじゃなくて、行きたいと思っておられるところに、教育委員会が調査をされて認定していることが分かった。オンラインが結局何校あったのか。3校までは聞いたけれども、市内が3件で対面で、オンラインが3件まで聞いたのだが、オンラインが3件で、あとの残りは対面か。

<課長>

実は、併用されているところもある。リアルに来ていただいても結構だし、来られないときはオンラインでというところもあるが、オンラインをやっておられるのは、9施設中5つである。

<竹内委員長>

関連で、以前、委員からも出ていたフリースクールの出席は、この数字の出現率に含まれるのか。

<学校教育課長>

結論から言うと、フリースクールで出席認定していても、この調査上では不登校として扱い、出現率に含まれる。

<福井委員>

今の話の関連だが、詳しく教えていただいて、よく分かった。今の時代だから、オンラインとか、それは当然お使いになったらよいと思うが、子どもの教育の機会を奪うことはできないので、それでも結構かなと思うが、例えばオンライン専門みたいなのところもあるのか。

<学校教育課長>

オンライン専用のところもある。

<福井委員>

学習塾の延長というか、学習塾をメインでやっているようなところがそういうことをし始めているのかなというイメージで聞いたが、それはもうほとんど商売ではないかと思った。別に商売というか、学校法人は、私立小学校・中学校に行ってもこれは義務教育だから、これは構わないのだけれども、不登校でなかなか学校へ何らかの理由で行けない児童生徒が行けないから、教育機会の均等を担保するために、教育委員会から1万円を補助するわけである。それを、だからその児童生徒たちが、例えばフリースクールの対面式での併用のところであればよいけれども、今日は学校には行けないが、フリースクールには行けるから、頑張っていく。それは、まだ何とか何となく「うん、頑張れ」と思うが、相手は商売でやっているオンラインの教育機関を受講したら、欠席扱いは分かったけれども、子どもの教育機会の喪失にはならないかもしれないが、何かすごく違和感を感じた。それをやってしまうと、今後広がらなかつたらよいが、本当に学校に行かない児童生徒が増えていったら、学校に行かなくてもオンラインで勉強を教えることになってしまったら、もう学校という義務教育の値打ちがなくなってしまう。これは、ちょっと今聞いて、深く読み過ぎたかもしれないけれども、非常にちょっとそういうことを感じた。

<学校教育課長>

総務文教常任委員会の委員の皆様からも、不登校対策について充実するようにという提言書をいただいている。その中にも、きっちりと書いていただいている。公教育の在り方とは、きっちり学校の魅力とはと書いていただいている。当然、学校教育課が担当する。学校の在り方、学校の大切さというものは、当然補完していかなければいけない、守っていかなければいけない、公教育を守っていかなければいけないというものを念頭に、肝に銘じて授業に邁進するが、今日、学びの多様化という部分がちょっと出てきている。やはり社会とのつながりを、接点を持たない、持ちにくい子どもたちがいる。この子たちに学びを保障していくというところも、一定、学校教育の魅力を高めるといふことと併せて考えていかなければいけない時代ということが、この不登校の出現率が右肩上がりになってきている現状の対策として必要である。当初予算のときにもお話しさせていただいたが、それも含めて、今、教育委員会では、この不登校対策・対応から事を発展化させて、学びの保障をどうしていくのかということ、一定、プラン化していこうしており、専門的に集中して、今、その計画づくりを進めているところである。来年度当初予算には、それに伴った何らかの推進施策を考えているところである。学校は学校としてきっちりと公教育の大切さを考えた上で、この学びの多様化にも対応していかなければいけないことが、今の教育委員会での学校教育なり子どもの教育につなげるためのミッションと思っているので、取り組んでいきたい。

<福井委員>

それは、課長がおっしゃるとおりである。それで、正直、それで頑張ってもらわなければならないが、ほんまに難しい。やっぱり、逆にどこまでもオーケーである。変な話、どこで勉強をしても、教育機会の均等化が図れるのなら、これは国の法律である。ならば、オーケーと言い出したら、学校へ行く児童・生徒が、あほらしくなって行けなくなるわね。それで、行きたい学校づくりと言っているのは、まさにそのとおりで、それを頑張ったとしても、オン

ラインで勉強したら、それでよいみたいに、世の中がどうもそうになっていっているから、それなら、朝早く起きて、気の毒に山の上からバスに乗って、朝早く起きて、しんどいのに頑張って学校に通うとか。それで、やっと出席して、卒業している児童・生徒と、これはもう、ある意味、教育の機会で学校に行けないから、大事に大事に、かわいそうにかわいそうにと行って、オンラインで勉強したらよいかもしれないが反対のこともあるわね。一生懸命学校に行って、汗をかいて、ベソをかいて、重たいかばんを持って行っている児童・生徒をどうしてあげるのか。せっかくのよい機会なので、思ったことを発言した。

<教育部長>

今、福井委員もおっしゃっていただいていたこともよくよく受け止めながら、やっぱり学びというものがどういうものなのかを、教育委員会という立場でしっかり考えていかないといけない。勉強、国語・算数・理科・社会、いわゆる教科と言われるところの学びに合わせて、その子が将来社会に出て、いわゆる一般的に社会的自立という言葉もあるが、社会的自立とは、そしたら何にかという、そこもまた考えていかなければならないことでもあるが、いわゆる狭義な意味での勉強だけに捉われず、児童・生徒が大人になって生きていく力をどういうふうに身につけてもらうかということも併せて考えていかなければならず、改めて思ったところである。

<竹内委員長>

ここで休憩に入る。再開1時00分とする。

(休憩)

12:00~13:00

(再開)

<三上副委員長>

限られた予算の中で頑張っていただいていることに敬意をまず表しておく。ありがとうございます。昔は、亀岡の先生に聞いたら、教育委員会に言っても何もしてくれないとよく言われていたが、今はよくしてもらっているという声のほうが多い。まず246ページの教育相談経費である。この経費自体は別に問題は感じていないが、通級指導教室が、この間、僕の認識よりも大分設置の場所とかも変わってきていると思うので、全容を伺う。

<学校教育課長>

最初、結論から申し上げるけれども、通級指導教室を増やしていこうとしている。令和6年度の現状を言わせてもらおうと、小学校は6校あり、学校ごとに申し上げると、亀岡小学校、大井小学校、千代川小学校、城西小学校、詳徳小学校、南つつじヶ丘小学校、そして中学校は2校に設置している。亀岡中学校、東輝中学校である。この今申し上げた学校で通級指導教室を実施している。

<三上副委員長>

昔と比べて、中学校でも通級指導教室ができたり、昔は、亀岡小学校、安詳小学校と千代川小学校の3校だけの頃をよく知っているが、これは安詳小学校から詳徳小学校に、安詳小学校が非常に児童数が増えたこともあって、安詳小学校の通級指導教室に知っている先生もいたので、教室内を見させてもらったり、環境の整備も見たが、詳徳小学校も含めて、この通級指導教室には、例えば発達の相談もあるし、それから不登校の相談もあるし、それからいわゆる言葉の

教室という形で、ここで、いわゆる認知能力をつけていくことも援助もされ、大事なところである。ここは、いつも備品購入で幾らか予算をつけてもらっているが、これを増やしていく中で、いわゆる一般教室だったところを、内部を改修して使っている。環境的にもっと整えなければならないと思っているが、ここは備品の購入の予算しかついていないけれど、今後予算を増やしていく考えはないのか。現状の環境とはどのようなになっているか。

<学校教育課長>

亀岡小学校か、千代川小学校は、一定、その専用というか、それに特化した造り、また増改築の改修に伴って、きっちりと整備ができています。これは2つポイントがある。まず1点目が、やっぱりその通級指導教室を増やしたい、その通級指導教室にお世話いただく先生が京都府教育委員会から配置いただけるかどうか、このポイントがまず1点あって、なかなかそれもリアルタイムというか、期日的に前もって計画的になかなかお答えがいただけていない。こちらから要望しても、予算がつくかどうか分からない状況であり、亀岡市教育委員会としても、来年度設置できるかどうか間際にならないと分からないというところが、まず1点目のポイントである。京都府の教育委員会の方々にも御配慮いただいて、先生を配置、導入いただいた場合については、教室が設置できることになる。今ある設備の中で、例えばパーティションで区切ったりとか、透明のガラスをすりガラスに直してみたりとか、それ用の机とか椅子とか、そういった備品も含めて、後手後手に回ることが最近多い。当然として、引き続き設置していきたいという思いの中で、施設改修に伴って、それ専用の場所をつくるように考えている。今ある施設の中で教室を増やすことになると、やはり備品とかの突発的な対応で、ちょっと後手後手に回りながら整備を追いかけているのが現状である。

<三上副委員長>

要望としては、環境を充実してほしい。居場所として、落ち着いてそこで学べる、相談ができる場にしてほしい。私は、最後に退職したのが、議員になる前に、丹波ひかり小学校というところで通級指導教室があった。校舎の後ろのほうに特別教室があって、ふだんあまり子どもたちが来ないようなところに設置されていて、ほかの子どもらの声あまり聞こえない、もちろん部屋も防音の壁になっているし、入り口も、裏から回ってひっそりと誰にも分からず入ってこられる。発達検査を受けるような児童・生徒には、別に誰と出会うでも入れるが、不登校児童・生徒はなかなか入れないし、ソーシャルスキルに課題のある児童・生徒も、なかなか校門から、玄関から入ってというようには、なかなかうまく行かない。だから、行政とかに増やしてもらっているけれども、恐らく多分玄関から入って来なければならない状況があるんじゃないかと思う。やっぱり環境を整えないと、本来の効果が出ない。というのは、今、いじめと不登校のことだけが問題になっているけれども、今、僕が一番心配しているのは、支援学級がどんどん増えて、1つの小学校で10個もあるところがある。丹波支援学校も、定数的には140人ぐらいだけれども、今はもう240人、250人の生徒がいて、もう受け入れられない。そのほとんどが亀岡から来ておられる。南丹市や京丹波町は増えていない。亀岡から特支的ということで来ている子が多い。それは京都府の問題ではあるのだけれども、2つ目を亀岡につくらなあかんというぐらいのことだと思っているのだけれども、それは置い

ておいて、特別支援学級がどんどん増えていくという中で、やっぱり支援が必要な子がどんどん増えているのに、それに対応する、この通級指導教室だとか、本当に充実が求められているなど感じている。いじめや不登校ももちろん大きな問題だけれども、個人的には、今、大問題なのは、特別支援学校だと思っている。もちろん認識は持っておられると思うので、一言、部長からでも言ってもらったらありがたい。

<教育次長>

確かに、通級指導教室を増やしていく必要があると思う。というのは、通常級の中に、大体数字が、国は6%以上ぐらいを挙げているが、実質的には20%程度いるだろうと言われている。そういう中で、本当に教室から取り出して丁寧にきめ細やかに指導していくためには、先ほどおっしゃったみたいに、静かな環境で学習できる、そしてまたそうした時期の関係で、子どもたち、友達と会わない状況は、すごい重要だと思っている。なかなかそうは言うものの、学校設備から言うと、亀岡小学校みたいに特別に防音が効いているような状況をつくるのは、なかなか今は難しいと思っている。設置するためには通常のどこかの教室を使う形にならざるを得ないというのが現状である。学校側のスタンスからすると、恐らくそのような状況がやっぱり望ましいなというのは重々承知しているところなので、また教育委員会としてどれだけのことができるかをよく理解しておく必要があると思う。

<三上副委員長>

もう学校の面積と予算にも限りがあるので、国や府がもっと補助金等を交付するなど、通級指導教室を重要にしないといけないし、場合によれば、リサーチセンターは市内の位置が端過ぎるとかいろいろな課題があるが、まちの中에서도、学校帰りの途中の敷地も含めて検討しないといけないと思うので、引き続き頑張っていたきたいと願う。午前中に福井委員がおっしゃったことが、僕も全てだと思っている。不登校は、どんなときでも幾らかの確率で出現するし、それは児童・生徒に主たる要因がある場合や、家庭や保護者やに主たる要因がある場合もあるが、それが全部というわけでもなく、減らしたらよいというものでもない。教育行政が責任を持つことで減らせる部分、逆に、そこで原因になってしまっている部分がないかというのは、やはりいわゆる対症療法としてのフリースクールへの支援とか、学びの場の提供はもちろん大事であるけれども、その前段階として、みんなが学校に行きたいと思えるようにするために学校はどうしたらよいのか、ここは頑張っていたきたいし、とにかく僕の経験からしても、中間休みも昼休みもずっと僕は子どもといた。一緒に遊んだり、教室にいたし、そしたらいじめにしろ、いろんな課題を持っている子どものことが大体分かってくる。でも、今、そんなことができる先生はいない。仕事がいっぱいあって、さらにいろいろと万博や、保津川下りや、学級委員会と入ってくる。ただ、外から持ち込まれるものが多過ぎて、校長会もストップしてくれと言っているのに、やっぱり子どもと関われるだけの先生が足りないのは、もう仕方がない。ここが一番大問題であり、京都府に頑張ってもらうしかないが全部要因につながっている。248ページの不登校対策経費について、議会は提言も出して、一応、重視している。この文言は全く令和5年の決算の概要書と一緒にある。全くのコピペである。変化もない。新たにこうなったとか、いや、実はこういう課題もあるとか、何か付け加えたらよいとかという問題で

はないにしろ、その辺に意識を持っていただきたいと正直思った。支援員の配置の場所が、これも全くコピペで、「亀岡小学校、安詳小学校、大井小学校、つつじヶ丘小学校及び詳徳小学校に支援員を配置した。」というのは、令和5年と令和6年と変わらないが、これはこのままでよかったのか。

<学校教育課長>

結果的には、同じ学校に支援員を配置している。継続して、一人の児童に対して継続して支援をしていく考え方をベースにしているので、同じ学校というケースがちょっと多いと思っている。それと、これも例年聞き取りをして、学校側からやはり引き続き支援が必要だという意見をいただいている。予算との関係もあるが、同じ学校に支援員を配置している現状にある。それが必ずしもほかの学校に行き届いているかどうかは、ほかの学校も、やはり支援員がいただけたら助かるというお声も学校側から聞くけれども、一番今効果的に継続して配置できる学校に引き続きお世話になっている状況である。教育委員会は、今、専門的にこの学びの保障に関係する取組を進めている中で、令和6年度は令和5年度から変化がでなかったところではあるが、確実に意識は、教育委員の皆さんも含め、また今年度、先生方に不登校の関係で集まっていたいて意見交換会をしたり、保護者の方、不登校の児童・生徒をお持ちの方の御意見を聞くために、直接、意見交換会の場を持ったりする中で、確実に提言いただいた内容を少しでも前向きに進めていくように今年度も取組を進めているところで、令和6年度は、従来の形でしている。

<三上副委員長>

246ページの通級指導教室について、教室を増やさなければならないというぐらいやはり相談も多いし、発達検査だとか、発達相談を受ける方もいらっしゃる。ところが、間尺に合わないので、花の木とか、いろんなところで受けてこられる方もいらっしゃるわけである。ところが、花の木は、もう半年、1年待ちぐらいで、検査がなかなか受けられない。そんな中で、例えば夏休みに、ようやく8月に検査を受けられて、これは実例であるが、精神障がいでも普通学級よりも支援級だという診断を受けられた。教育委員会に早速告げると来年の4月の入級は7月までで、受付はもうできないと断られたということで、もう非常に迷っておられる方が、いや、これは1人や2人ではなく多くいるが、今はそんな状況なのか。これはちょっと決算から離れるかもしれないが令和6年度もそうだったのか。

<教育次長>

ありがとう。2年前から、そういう形になっているのは聞いている。今年も、そういう形を取られているというのは聞いている。不登校の保護者の方とミーティングをしたときに、そこだけに絞り込みはないようにしたほうがよいという話は出ており、今後、先ほどおっしゃったみたいに、夏に検査を受けて、来年は無理だとなったときに、1年半を過ごしてしまうことになるので、そのことに関しては、懸案事項としてとらえる必要性がある。

<三上副委員長>

ぜひ、それだけ支援学級が増えて、昔よりも個別の種類で1人、2人でも学級をつくってもらっているからありがたいが、やっぱり今だったら1年半待ちで、その人は、僕が聞いた人は5年生だったから、1年半と言ったら、もう中学制になってしまう。やっと検査を受けられて、やっと落ち着いて、この子は支援

学級で勉強ができるようになってしまったけれどもとおっしゃっている方がいらっしゃるので、イレギュラーな例ではない。昔のことを思ったら、7月で締め切るなんていうのは到底考えられないことであり、その辺も検討してほしい。

<小林委員>

いじめと不登校、それと教職員さんの病欠について、不登校は増加傾向にある。それで、いじめ防止対策委員会に至るまで、不登校に至るまでとか、いじめが発生するまで、その対応は、担任の先生なり学校で対処されているということ、その本当に至るまでの過程のところで、担任の先生なり教職員の方が病んでこられるというのが、これは私の一つの想像でしかないけれども、多い気がする。学校運営は校長先生の下で行われているが、担任の先生の病欠と、いじめや不登校が発生するまでの因果関係があると思われるが意見があるか。

<教育次長>

学校としては、基本的に教職員がそこまでしんどくならないようにするために、例えばチーム担任制や教科担任制みたいな形で、学年で教科を回しながら、子どもの様子をみんなで見ていく状況を今つくっているところである。そういう形で、できる限り鋭意努力している。それによって、不登校なり、いじめなりというのを複数の目で見えていくというので相乗効果を図りたいと考えている。

<学校教育課長>

補足とさせていただきますと学校の先生を孤立化させない、学校の先生が一人で責任を負わないような体制づくりは、教育委員会としても考えていかなければいけない。そういった意味で、不登校においては、不登校支援員の配置が、担任の先生だけにウエートをかけずに、責任が乗らない形にする。いじめのことについても、一人で問題を抱え込まないために、スクールロイヤー制度を持って、先生方のメンタル的なよりどころを増やしていけるようなことは、今後も引き続き教育委員会としても考えていかなければいけない。

<小林委員>

亀岡市は、一応、学級崩壊とかはないと聞いている。本当に担任の先生が、孤立化しないように、十分に対策だけはしておけば、教員の減少もある程度防ぐことができるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

<原野委員>

244ページについて、教育委員が委員会や協議等を通じて、委員からの関心の高かった内容であったり、話し合われる中で出た内容が前進したような内容があれば、教えてほしい。

<教育総務課長>

教育委員会は月1回で定例の委員会を持っており、それ以外に非常時にどうしても議決しなければいけない場合は、臨時の委員会を持っている。教育委員会のほうで議決しなければならない項目というのは、法律とかで決まっているので、教科書の採択とか、あと、条例を改正することについては、委員会に諮る。教育委員に最後、議決をいただいて決めていくがそれ以外の件であれば、今、お話しいただいているように、不登校であるとか、いじめの問題、学校の先生、いろんな学校を取り巻くような環境のことで、教育委員会とは別に教育委員会協議会という非公式の形で、委員のほうからいろいろお話をいただいて、取組を進めていくことを年間を通して行っている。特に今、僅かに去年から進んだのは、不登校の関係を教育委員会にも諮り、今年度、プランもつくっていると

いうことをしているので、その点については、いろいろ助言をいただきながら進めている。あと、総合教育会議では市長と教育委員と話をする場がある。市長のほうがお話をされて、会議を開くという形であるが、学期に1回ぐらいで、年に2回か3回ぐらいしている。市長側のほうからもいろんなテーマであるとか、教育委員会側からも、去年は不登校のことを持っていたりしたのだけれども、その関係とかの話もしながら、市長に対して教育委員会として話をしていく、市長からは教育委員会の委員にお話をしてい。1年間いろんな話を協議をしながら進めている。

<原野委員>

245ページの主な経費の下から2番目の通話録音装置購入経費について、この録音されたデータは、どれぐらいの保存期間であるか。

<教育総務課長>

1か月ぐらいの保存期間である。こちらの録音の装置は去年、不当要求の条例もできて、市行政関係で全体的に入れていくことになった。教育委員会は、市庁舎の関係で入れてもらったが、出先機関とか、あと学校は、庁舎とは別の建物で電話の装置自体はいじれなかったので、録音する機械をつける対応させていただいた。

<原野委員>

250ページの丸印上から3つ目の教育相談事業の教育相談対応件数510件について、特に多かった保護者の悩みの内容があれば、お聞かせいただきたい。

<みらい教育リサーチセンター所長>

相談の内容としては、不登校の相談が395件、学業とか進路の関係が9件、子育て、家庭での問題が43件、教員との関係が10名、あと、いじめの関係が10件、その他、いじめ以外の友人関係が10件と、それ以外が22件という格好の内訳になっている。

<松山委員>

実は、私もこのチーム担任制の話で質疑させていただきたい。先ほど次長からも触れていただいたが、現に京都市やほかの市町でもやっではいるが、亀岡市において、私はチーム担任制を導入して、子どもたちにいろんな先生が触れ合う機会と、先生一人に負担が行き過ぎないバランスを取れるチームは必要だというふうに思う。一方で、亀岡市においてチーム担任制を導入していくのに、こういったものが足りないのかをお聞かせいただいて、例えば先生方の負担が解消できるのであれば、委員長、委員にも御相談の上で、何か提言を、場合によっては、京都府教育委員会に言わなければならないのかもしれない。何が必要なのかとか。京都市でやられている状況を見て、ここをこうしたほうがよいというものがあれば、教えていただきたい。

<教育次長>

何が必要かと言うと、なかなか難しいと思う。まず今の職員の構成が、やはり真ん中がへこんでいる状態になり、新規採用から10年までとか、ベテラン層がひっついているので、どうしても組合せが、ベテランと若手という形の組合せの学年と、小学校は、そういう構成になることが多い。その中で、体育とか、比較的体を動かす量が多いところは若い先生に持ってもらって、比較的对話型をしなければならない非常に難しいところを年配の方が教える構成が多い。そ

の中で、まずはやっぱり、これは国のことだと思うが、1学級の割合はどうしても決まっているので学校に2学級しかないということになってくると、そしてたまたま中学年で例えば4人で回してというような形でやらざるを得ない状況である。そうなってくると、若いのが2人いて、ベテランが2人という形になってきて、どうしても人事配置の問題、年齢構成の問題が課題になってくる。そのときに、一定カバーできると思うのは、やっぱり免許が全てではないが、例えば数学の免許を持っている方、国語の免許を持っている方、社会の免許、理科の免許も持っている方みたいな形で入ってくるというのがもしあるのだったら、それは専門性は多少高いので、有効と思うので、そういう配置ができたらいかが、なかなかそこを見ては取らない、やっぱり人物を見て取るので、免許で取ることは小学校の場合はしないので難しさがあるのかなと思う。だから、どうしたらよいかというのは、なかなか回答はないのだけれども、専門性を高めていくような研修に特化することも、ある意味、必要と思うし、それで学年を組んでいくということも、チーム担任制につながる。

<松山委員>

今後、チーム担任制を見据えて、様々な配置を組み合わせなければならぬと思うが、今の現状で、チーム担任制を各学校でやってくださいねと言ったら、できる体制にはなっているのかなっていないのかどうか。

<教育次長>

チーム担任制という形でやるのは難しいけれども、教科担当制はできる感じである。つまり、チーム担任制というのは、担任が変わっていく形なので、1組も2組も3組もそれぞれ担任が3人いる、3学年で3人いるという形がチーム担任制なので、今できるのは、1組、2組、3組の担任はいるけれども、教科を変えてという形は現にやっているところもあるので、今のところ限界である。

<松山委員>

例えば担任がいて、その中の児童・生徒では、その担任の先生には悩み事を言うことができないとなったときに、例えばそれを見た副担任がいるのか。多分いない。言えなかった児童・生徒たちは、じゃあどうりカバーをしたらよいかと思っていて、身近にいろんな方から相談を実は受けていて、教育委員会に話がまだできていない部分とできていない部分があるが、担任の先生にはなかなか言えない児童・生徒たちが、では家で言えるかと言ったら、実はそれも言えていなくて、蓋を開けてみたら、もう不登校になるケースがある。これは、もしかしたら個別事案かもしれない。何か担任の先生と、もう一つ副担任とか位置づけがあるのであれば、さっきのチーム担任制ではないけれども、人が変われば話しやすくなったりするのかなと思ったりする。先生はこれまで現場を見られてきた中で、どのように感じられているのかというのを最後にお聞かせいただきたい。

<教育次長>

教科を変えることで、話しやすくなる先生が増えるので、そういう形で教科担任は生かしていると思う。だから、学年の中で、これはあくまで一部になってしまうかもしれないが、担任の先生に話しにくいという話を親御さんから聞いた場合、学年の先生、ほかの先生に話してもらうことも可能だし、教頭先生に話してもらっても構わないという形を取らせてもらっている。恐らく多くの学校が担任の先生に話しにくい場合は、学年の先生に話してもいいし、スクール

カウンセラーの先生にまず話してみようとか、養護の先生に話してみようという形で、一応、窓口を広げているというのが現にある。ただ、それが機能ができていない部分がもしかしたらあるのかもしれないので、そこもまた踏まえて生かしていけたらと思う。

<三上副委員長>

関連になるが、先ほどの原野委員の質問について、いわゆるボタンを押して録音する装置は、事務局費の範囲内で200万円ついている。補正ではなく当初予算にも上がっていないので、ただ、不当要求の条例もできたし、市役所もやるということで事務局費の枠内で賄えたのか。

<教育総務課長>

予算はなくて、財政当局との調整で、予備費を流用させていただいた。

<三上副委員長>

もう一つ、ちょっと賛否に関わることなので、どうしても聞いておかないとあかんことがあるのだけれども、245ページ、下から6つ目の亀岡市学校給食基本計画策定業務委託料約1,000万円はどれだけの効果があったのかというところ、正直なところをお聞きしたい。一般質問とかで、やっぱり評価の仕方だとか設定の仕方からやっぱり安い、早い、うまいがついたらよいのだけれども、そこに傾斜して、この委員会からも出している亀岡らしさとか、食育だとか、市長も言っているようなところなどがどうも見えてこないものだと私は思っているのが、1,000万円をかけてどれだけの効果があったかというのは、一言では言えないと思うが、一応、聞いておく。

<学校教育課長>

効果としては、基本的な亀岡市の学校給食を進めていく上での方向性を見定めるためのエビデンス、根拠が、やっぱり専門的な見地によって示していきたいと思っている。具体的に言うと、今現状の各校における敷地の中で自校の調理場ができるのかとか、こういったところを様々な法規制の中でできるのかどうかを実際に現地に入って調査いただいたりとか、今の給食センターの老朽状況とか、継続して使えるかどうか、土地も含めて確認をいただいたりした。具体的なそういった専門的な見地の部分も含めて、何よりも学校給食法とか食育基本法、これに基づいた形で、どういうことが亀岡市の学校給食として今後検討できるのかを、客観的専門的な見地でお示しをいただいて、それを教育委員にお示しができた結果、一定の道筋、令和10年度中に実施をしたいという思いの中で、実現可能な形の原則的な方向性というものは、やっぱり客観的な目で専門的な見地で、この資料を提出いただけたと思っている。結論としてはその方向性が見出せた。

<三上副委員長>

11月に精華町防災食育センターの見学に行く予定である。いろんな可能性やアイデアを最後まで見届けるように頑張ってみようとは思っているのですが、また御意見はいろいろと申し上げたいと思う。あともう一つ、要望であるが、松山委員が言われたことは大変重要で、新しい教育の柔軟な考え方は大事だと思うが、今のままではできないと思う、特に、京都府は配置基準が悪過ぎる。京都府は1学年6学級しかないところは6人しか先生が与えられていない。国では7人が配置基準である。大阪は8人である。フリーの先生が2人いる。それぞれが何をしているかと言ったら、専科教育なのである。それで、教務主任がフ

リーで授業を持たないなんていうこともあり得ない。みんなが授業を持っている。もっと言うと、教頭も校長も授業を持っている。みんなして授業を持って、担任の先生の空き時間を増やして、子どもとゆっくり関われるようにするし、授業も授業研究もできるようにするというのが、京都はほんまにできていない。高学年で全教科を持っているなどと言ったらびっくりされる。スーパーマンかと、できるのかと言われたら、できない。子どもとゆとりを持って関われるのかと言われると関われないというのが京都の自治体なので、もうできない原因は、やっぱり人なのである。その人をどう扱っているかということである。それは、もう次長もよく御存じだと思う。それは、もう亀岡市だけで頑張っても仕方がないことなのだけれども、亀岡ではチーム担任制を導入しようと提案した校長先生がおられたけれども、職員がもうそれは無理だという話になって、提案が取り下げられた経緯があるように聞いている。それは、もう仕方がないと思っている。いろんな考え方があるので、チーム担任がよいかどうかは別として無理だなと、そこはやっぱり人を取ってくるということをぜひやってもらわないといけないと思っている。ぜひお願いする。

<松山委員>

原野委員が言ったことの関連であるが、録音機での録音保存期間は1か月で削除になるのか、個人情報の保護の観点からいくと、3年は残しておくことが基本であると記憶している。1か月後にまたクレーム等をつけてくる者がいたらどうするのかというところがすごく心配で、スクールロイヤーを入れたところであのときに言った言わないというのが往々にして出てくるではないかというふうに思っていて、そういったことを見越して、例えば1か月でなくても、それが1年なのか、教育委員会としてもそうだし、学校の先生を守るためにもそうだし、保護者を守るためにもそうだし、ひいては最後、子どもたちを守ることにしようと思うので、お答えは結構であるがまた研究もしくは調査をしてもらえたら非常にありがたいと思う。

<教育総務課長>

確かに、外づけ器具なので、能力はそんなによくはない。録音しなければならぬような電話の事案であれば、大体、そのときの電話で分かるので、確実にそこは録音する。そうすると、もう教育委員会と共有していくので、確実にバックアップは取っていくから、その件で、後々どうだったかとなるような電話が一月後に来るようなことはないかとは思っている。今のところ、去年、そのような録音の関係でどうのこうのなったということは聞いていないので、またその辺は、学校のほうとも連携して引き継いでいきたい。

<福井委員>

252ページの中学校デリバリーの実績が今までどうだったのか、2.7%か2.8%か3.2%か、これ、2%ぐらいぽんと増えたように思われるが、これは何か理由があるのか。

<学校教育課長>

令和4年度は、平均喫食率という言い方をするが、3.61%、令和5年度は4.71%で、252ページの一番下に記載しているが、令和6年度は5.41%で、1ポイントずつ上がっている。今、一番大きい要因が、やはりデリバリー弁当を活用いただく方が少しずつ増えていくことによって、今まではあまりデリバリー弁当を活用されていないことから、活用するのを控え目に考えて

しまうことがあったが、少しずつ増えていくことによって、相乗効果が生まれているのではないかと見ている。これは、生徒の感覚面と保護者の感覚面と総じて言うなら、デリバリー弁当の制度をやっていることの周知性が高まっているように見受けられる。

<三上副委員長>

これ、就学援助の対象にし出したのが何年からだったかな。

<学校教育課長>

261ページの要保護・準要保護児童・生徒援助経費であるデリバリー弁当を対象としたのは令和2年度からであり、先ほどの喫食率が1ポイントずつ上がっているのが、この影響もあるとみている。

<三上副委員長>

時間外勤務の一覧表は大変参考になる。市長部局の職員と比べたら、やっぱり桁違いに多い。その上で、大概是同じ指標でお聞きしているが、有給休暇の平均取得率、これ、市の職員は13日くらいであるが、学校の先生はどの程度か分かるだろうか。

<教育総務課長>

年休の取得率だが、令和6年度は13.6日、ちなみに令和5年度は12.9日となっている。

<三上副委員長>

学校の場合、長期休業があるので、恐らくその辺でまとめて取っているのだろうと思われる。本当に休みたいときになかなか休めないのですね。市長部局には、風邪を引いても年休で休まれる人がある話を聞いたけれども、教職員の場合は、少々の風邪でも休めない。自分が休んだら、担任をしていたら、もう授業は何もできないし、自習課題がいっぱいあって、それをまた出てきたら見ないといけけないので、少々のことでは休めない状況があって、多分、長期休業でそれだけ数字的には一緒だと思うけれども、どういうタイミングで有休を取っているかは分からない、実態を把握できないよね。多分、そうだと思うけれども、分かった。ありがとう。

<福井委員>

後で、委員間討論でもよかったのだけれども、あえて言うと、僕もそう思う。今、三上さんが言われたみたいに、先生方は長期休業による学校自体が休みのときに、有給休暇をまとめて取っておられるだろう。その取られる率もちょっとずつ上がってきたのだろうと思われる。何でそうしか思えないと言ったら、三上副委員長が言ったみたいに、自分が子どもたちを預かっているのに、自分が休むわけにはいかない。これ、やはり委員間討論でよかったな。もう言い出したし、言わせてもらう。要は、それだけ市の職員と学校の先生と比べたら、矜持がある仕事だということである。あんまり、ブラックやブラックやと言われても、それはブラックなのかは分からない。それでも、ブラックでも何でも、この子たちを自分が育てるのだという矜持を持って先生になっていただいている。若い先生でも、そういう人がおられる。

<小林委員>

258ページの旧学校施設管理経費では、中学校費がないが、実質ないのか。

<教育総務課長>

中学校費については、令和6年度当初から別院中学校が対象であったが、普通

財産で財産管理課に移管したので、予算としては、もう中学校費の令和6年度は、この3小学校の分だけである。

<原野委員>

259ページの給食配膳員報酬等について、先ほど御説明の中で30名と伺っている。予算は38名になっているが、人数の違いの理由を教えてください。

<学校教育課長>

学校1校につき1人必ず配置することではなくて、学校の規模によっても人数は変わるし、シフト制で延べ人数という部分で、いろいろと予算を組むときには、来年度、この想定でいけるかどうかを皆さんの御希望を聞くけれども、やはり実際の任用については、継続希望の方、また継続をされない方等々も含めて、人数的には変わってくる。結論的には、30人になった。

<松山委員>

265ページの「部活動サポート」事業について、これは今現状は外部コーチを登用してやっていると思うが、今後の地域移行も含めた考え方、どのように考えられているのか、また令和6年度はどういう状況であったのか伺う。

<学校教育課長>

「部活動サポート」事業とは、いわゆる部活動の外部指導員の制度である。こちらのほうは、財源のほうにも書かせていただいているが、府支出金ということで、京都府の制度を活用して、教育支援体制整備事業費補助金というものを活用して制度化している。この京都府の制度設計をされた理由の一つとしても、やはり中学校での部活動の教職員の先生方の関わり方、これを検討していく上での新たな取組として、京都府が制度化したところである。今おっしゃられたように、部活動の地域移行は、近年は地域展開という言葉を使っているみたいであるが、要は、学校教育活動の中からではなくて、地域活動として子どもたちの部活動を、体育啓蒙、文化啓蒙も展開していくという方針が打ち出されているものである。当面、土日をまずどうするのか、その後、平日をどうするのかというようなところが、国のほうからの努力目標的に示されている。亀岡市教育委員会としても、その意向に乗った形で、やはりこの対応はしていかなければならないことを改めて考えているところで、これも今年度、今、実は動き始めている。外部のステークホルダー、いろんな方々がおられると思う。社会体育団体だとか、教職員の先生方もしかり、文化活動をされている団体とか、そういった方々と併せて、またこの庁内を見渡しても、教育委員会だけではなくて、スポーツ担当部局、文化担当部局とも連携する中で、こういった亀岡市版のチーム展開ができるかを、まず関係者が集まって協議を始めようと今、まさに動き始めているところである。まだその点を書いた資料が出来上がっていないが、その課題に対して、どういう展開をしていくのか、その課題は課題として認識した上で、どういう展開をしていくのか、亀岡にとってどういう活動がよいのかを研究を加速化しよう考えているところである。

<松山委員>

私自身は、大切にしたいと思っているのは、やっぱり学校の先生でも、自分が教えたいという熱い先生もいらっしゃるし、その先生らが引き続き教えていけるような形、また例えばここにいらっしゃる三上先生などで言うと、バレーもすごい、スポーツ万能な方だと思うし、そういった先生らも、今は議員としてお仕事をされているけれども、教職員じゃない方も入って、一緒に子どもたち

がやりたい、例えば部活、やりたいスポーツや文化系もあるが、やりたいことを選べるような形、かつ、自分が教えたいという熱量のある人らに参画していただいて、そのステークホルダーをどれだけ充実させていけるかというのが本当にポイントだと思うし、引き続き検討を重ねていただきたいと思っている。よろしくお願いします。

<福井委員>

「部活動サポート」事業（部活動指導員）事業費亀岡中学校ほか5校が258万円は、具体的に何にどう使って、例えば誰か、この5校には指導員が行って実際にやったのか、やった人に報酬を払ったのか、何に使ったのか、要するにどういう形でこの運営を令和6年度にしたのかを知りたい。

<学校教育課長>

指導員に対する報酬であり、この経費の内訳は、全額報酬である。学校の先生方との連携で、その指導員の方を雇用して、各学校に入っている。なので、5中学校、これも希望を学校に取り、これも予算の制限があり、京都府の配分予算の制限であるが、中学校に、どの部活にこういった専門員あるいは指導員が必要かをお聞きして、入っている。今現状、当然中学校の体育会系だけではなく、例えば合唱部だとか、美術部だとか、そういった文化系も含めて、当然、バスケット、陸上とかもあるけれども、その方々に学校に実際に行っている、主としてその部活の指導に当たっているところである。

<福井委員>

地域の専門家がクラブの指導をしてきていることだけでも、全部お答えをもらわなくてもよいが、イメージだけ教えてほしい例えば平日より土日とか、全員がそうかどうかは分からないけれども、もっと単純に平日に1時間半ずつやったとか、それはケース・バイ・ケースによると思うが、このクラブ活動の時間はどんな具合に設定しているのか。

<学校教育課長>

それぞれの出勤簿までは、今、手元にないけれども、聞き及んでいる内容によると、やはり大会が近づいてくると、大会の引率とかも含めて、土日の休日の対応もある。それと、今、その部活の地域展開も含めて、亀岡市では、一定、部活動のガイドラインを設けている。そのガイドラインの中で、必ず部活動をするときは、週2日は休みにし、土日のいずれか1日と平日1日休むことにしている。これも、大会前とかは少し変わる場合があるらしいが、平日は2時間程度にしよう、土日は3時間程度にしようということで、目線的には、やはり教職員の先生方に部活動をお世話になるための負担軽減策をガイドラインに設定した。そのガイドラインに基づいて、この指導員の方々の、これは競技力の向上という部分もあるのだけれども、専門的な指導というのもあるが、そういったいわゆる部活動のガイドラインに沿った時間帯をどういう形でお世話になるかというのは、各部活動の状況によってシフト化されて入っているというのが現状である。

<福井委員>

現状で結構だが、例えば5名、5校なので5名なのか何人なのかは分からないけれども、私のイメージで単純にいくと、例えば私が亀岡中学校の陸上の顧問で、ふと思い浮かぶのは、「神先先生、ちょっと来て」とそんなイメージがぱ

っと今浮かんだ。いわゆる教諭を引退された方を呼んだ例があるか。

<学校教育課長>

偉大な教育長という前例は、把握はできていないが、この任用している方の資格としては、まず大前提に学校の教職員免許の所持者というところを、まず限定をしている。これも以前は外部指導員という制度が京都府で引かれていた。これは、サポート的であったが、今度、今先ほど申し上げた、外部指導者制度から部活動指導員制度に京都府が変えてきた。そうなってくると、いわゆる学校の先生が顧問をされているのと同等の動きをすることを目的に制度を変えるということであるので、今までは顧問の先生がおられて、サポートをされていたのが、もうこの指導員だけでそのクラブを顧問していただくという形態を取ることができるという制度化が、より地域展開の色合いが濃くなってきている制度に変わってきている。ただ、学校の先生方も、やっぱり自分ところの子どもたちがどういう活動をしているのかというのは、やっぱり今度、学校の先生方が気になられてサポートに入られているというのが今の現状である。確実に、役割が切り替わっていったところまでは、至っていない。ただ、制度的には、監督にもなっていたらいいし、大会に引率としても行けるのもう切り替えても大丈夫だと思う。

<福井委員>

この5校についても、教員免許を持っておられる人ということであるから、そういう方のみのこの数字であると見てよいか。

<学校教育課長>

はい、そうである。

<三上副委員長>

つまり、今、もう最後に課長がおっしゃったように、この部活動指導員の方だけで、普通はないけれども、制度的には、公式戦とかの、口丹波大会とかの監督、引率者として1人で可能だということだね。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<三上副委員長>

その辺、ちょっと認識を新たにした。

<原野委員>

264ページと265ページの小学校・中学校各研究会補助金の額が予算と違うので、もし振り分けられているところとかあれば、伺いたい。

<学校教育課長>

まず、264ページの小学校のほうで御説明すると、主な経費の一番上のポツと2つ目のポツをこれは来年度から直そうと思うが、この2つのポツを合わせて当初予算で記入しているというような形になっている。決算では、あえて小体連・中体連と言われる体育関係の部分を抜き出して、分けて、記載をさせていただき、小学校で言うと、上の2つのポツが1つの項目として記載させていただいている。265ページの中学校については、少し紛らわしい記載で申し訳ないが、当初予算では、1つ目、3つ目、4つ目、この3つをまとめて記載をさせていただいている。これも、各研究会、校長会、教頭会等々の研究会の補助金と、体育系の部分を分けて記載させていただいているので、その差というのか、記載のレベル感が少し変わっている。

<福井委員>

アルゼンチン国立青少年交響楽団来日公演はキャンセルになったことは残念であった。借り上げ料からキャンセル料をお支払いになることについては、異議はない。アルゼンチン国立青少年交響楽団来日公演たるものは、結果はできなかったけれども、素晴らしい取組だと思うが、どういう経過で、どこから話が出てきて、教育委員会も校長会も、これは子どものためになるだろうという判断をして、結果は別として、やったのかというのを聞いておかないと、ひょっとしたらまたこんなことがあったら、また急に行こうかみたいな話になっても困るので、経過を伺いたい。

<学校教育課長>

この予算、当初予算ではなく、6月補正予算で計上した予算である。経緯としては、舞鶴出身の田中彩子さんという世界的に活躍されているソプラノ歌手が、世界を回っておられる最中にアルゼンチンに行かれたときに、必ずしも経済的に豊かではない国、経済的にも恵まれていない子どもたちであるけれども、音楽的センスは抜群の子たちがいる。この原石を輝かせたいという思いで活動されているアルゼンチンの国立青少年交響楽団が設置されていた。世界各国を回っておられる田中彩子さんが、この交響楽団の取組に非常に感銘を受けられたそうである。この青少年の子どもたちを世界的に輝かせて紹介したいという思いの中で、日本公演を開催するプロジェクトとして考えられた。実際は、もう数年前にそれを実現しようと東京のコンサートホールとかで実現しようと動いておられたそうである。クラウドファンディングとかをされて動いておられたときにコロナ禍に陥り、その東京での公演会が実現できなくなったことが、まず前段としてあったそうである。一方、コロナ禍が明けて、その田中彩子さんの思いをやっぱり実現したいという思いの中で、もう一度、日本での実現を計画されて、見事、東京での公演が開催できる運びまでに至った。そこで、ここはもう田中彩子さんの発想力なのだけれども、東京だけで1公演して帰るのではなくて、せっかく日本にアルゼンチンから来てくれたので、より日本でももっと発表の場を広めたいという思いの中で、まず考えられたのが自分の生まれ故郷である京都府で開催したいというようなことで、話を広めていかれた。これが計画的に進められていたらよかったのだけれども、田中彩子さんの発想力、また行動力の中で、京都府の大会、京都府の公演が急ピッチで進められた。そこで、まず一報が入ったのが、京都府教育委員会に話が入って、この公演を京都府でぜひ成功させてほしいという話の中で、京都府京都教育委員会のバックアップを依頼された。そこで、京都でやるならば、スタジアムだろうという京都府の見解があった。今、まさにスタジアムの活性化も含めて、ぜひ京都府でやるのだったらスタジアムで開催をされる運びとなった。そこで、京都府教育委員会からの紹介もあって、せっかく亀岡でやられるので、亀岡の子どもたちを、希望者だけれども、学校単位で無料招待するので、そういった文化体験の場に活用しないかというお声をいただいたというのが事の流れである。それで、各校長会が連携をした。希望制であると、ただ、せっかくの機会で毎年毎年あるものではない。積極的に前向きに検討いただけないかということで教育委員会から各小・中校長会に投げかけてみたところ、できる限り参加、体験すると、バスの送迎を用意して各小学校が全校単位もしくは高学年単位で参加いただく予定になった。中学校は、全校で行くことになり、そういうプロセスを

踏んで、この文化体験事業を開催しようという流れになった。ただ、バスも全て準備して、集合時間、席をどこにする、この学校はここに座ってもらうとかというの、全て安全誘導のスタッフも全てが完成した上で体制を取っていたのだけれども、4日前に台風の接近でやむを得ず中止になったという流れである。

<原野委員>

270ページと271ページにわたり、タブレット端末修繕料について、それぞれの修繕されたタブレットの台数と校内で修繕する必要がある事象が起きた場合と家庭内の学習における修繕が必要な事象が起きた場合の対応の違い等があったら、教えてほしい。

<子どもみらい教育リサーチセンター所長>

令和6年度の破損台数については、合計171台である。

<子どもみらい教育リサーチセンター副所長>

校内の補償と家庭内で起きた場合の補償と対応に変わりはない。あくまで、生徒が壊した場合、故意で壊してしまうことがある場合はけんかがあったりする。それは、もう生徒指導をしていただいた上で、現在のところ、あまりにも回数が重なったり悪質な場合は費用弁償をしてもらうことにはなっている。今のところ、そういう事案は一件もなく、補償は、全部公費で対応している。

<原野委員>

171台のうち、小学校が何台か、中学校が何台か、生徒指導の中で、けんか等で大体何回ぐらいまでが自己弁償にならない程度なのか教えてほしい。

<みらい教育リサーチセンター副所長>

171台のうち、中学校が60台、小学校が111台である。故意でなくても回数がかさむ児童・生徒を後追いしており、大体、今までで厳しいなと思われるのは、3か月の間に3台続けて壊してしまった子がいる。それは、最初は机からの落下、次は、ちょっとトラブったときに感情的にぱっとして落ちてしまった。特性がある子でもあったのだけれども、3回目は、いらっとしたときにやってしまった。学校とも保護者とも話をして、今後4回目はないようにしてほしいと伝えるけれども、やはりそういうケース・バイ・ケース、一個一個丁寧に聞き取りをする中で、費用を弁償してもらうかどうかは、その都度、相談していて、あくまで聞き取りの中で判断をしているところである。

<山本委員>

1人1台タブレットを配置していただいているが、持ち帰りの学習もあると思う。その中で、家庭環境の中で、Wi-Fi環境が整っていないところを今、どのように把握されているか、その対応について伺う。

<みらい教育リサーチセンター所長>

Wi-Fi環境のない生徒については、64件あると把握していて、こちらの端末の貸出しという形で対応させてもらっている。

<山本委員>

64件について、小学校と中学校の内訳と、あと端末の貸出しとおっしゃったが、これはモバイルルーターの貸出しということではなかったらどうか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

モバイルルーターの貸出しということで結構である。

小学校が47件、中学校が17件で、計64件である。

<山本委員>

モバイルルーターの貸出しをされて、その通信費は、市で負担されているということではなかったか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

その通信費のほうは、市のほうで負担ということで結構である。

<原野委員>

もし修繕とか故障とか、突然した場合、各学校にタブレットの予備というのは大体何台ぐらいあるのだろうか。

<みらい教育リサーチセンター副課長>

予備機の運用を令和6年度に書いている。以前は、故障したとき、すぐに渡せるように、学校に予備機を入れていたが、亀岡市は毎年毎年端末を購入しているので、学年によって使っている端末の世代に変更がある。だから、学校に予備機を置いていくと、学年ごとで別々で使っている世代が混ざってしまったり、教員機と生徒機のセキュリティーも違うので、それが混ざってしまうことがあったので、令和6年度からは、学校には基本的に予備機を置かない。全部、故障があれば、リサーチセンターで対応する。学校から報告があつて、今、2日から3日後には新しいものを使っている状態になっている。

<松山委員>

学校内の校内のインターネット状況は、今、どのような形になっているのか。

<教育次長>

各教室にルーターが配置されていて、そこにアクセスができるようになっている。基本的には、学校で配られた端末のみ入れる仕組みである。セキュリティーも、よその機器が入らないようなセキュリティーを引かれている状況である。

<松山委員>

G I G Aスクールのときに、もともと学校はイントラネットで、それがもう少しセキュリティーが緩和されて、ちゃんと使えるような状態に整備するということだったけれども、それが今、整っていると理解をした。その中で、例えば通級指導教室とかも全てW i - F i 環境がもう整っていると理解をさせていただいてよいだろうか。

<教育次長>

そのとおりである。基本的には、各教室、必要なところにルーターをつけてもらう形になっているので、空き教室、例えば学級が減り、空いているところは取り外して、必要なところへ動かすというような形で対応している。

<みらい教育リサーチセンター所長>

多分、インターネットは、行政系の関係、教職員の校務パソコンが使えるネットワークになる。G I G Aのネットワークというのは、W i - F i で対応していて、職員室であつたり、授業をする教室、通級教室も増えたら、年度末に聞き取りをして、その教室にはアクセスポイントを追加したり、今、次長から説明したように、使わなくなった教室からアクセスポイントを動かして、授業で必要な教室というものには、全部対応している状況である。

<原野委員>

I C T支援員の業務を、教えていただきたい。

<みらい教育リサーチセンター>

I C T支援員の業務は、G I G Aの開始当初は、学校での端末の使い方、教職

員の先生方が授業でどのように補完的に活用していくかの例の提示であったり、あと、運用面、トラブルがあったりの対応を行っていた。現在も、内容としては大きく変わっていないが、少しずつ使い方を教職員の中に定着しているので、どちらかという、運用面の事象であったり、トラブルであったり、アプリの使い方であったり、今、問題になっている、どのようにしたら効果的な活用ができるかという事例紹介がICT支援員の業務となっている。

<三上副委員長>

要望になるが、この間、僕も10年、議員をさせてもらって、初めのこの予算に比べて、2項と3項を一つにまとめてもらって、同じ目を、学校建設費だったら、それでやってもらっている、要保護・準要保護と、すごく見やすくなって、大変助かっている。1項のところや、それから2項の1目まではよいが、2目の教育振興費が、配列が予算と決算で大分違う。例えば若木の家が出てくるのが、前のほうだったり、後ろのほうだったりするわけである。それを、どっちを並べ替えるのがよいのかは分からないが、結局、教育振興費は結構いろんなことがあるので、順番があるようでないということだよ。もし可能だったら、次から、予算とか決算で同じ配列になると、僕らは予算と決算を、当初予算と見比べていくのである。議会としては、審査するときは、それはありがたいので、そういうことが可能かどうかは検討していただけたらありがたい。

<学校教育課長>

今おっしゃっていただいたことについて、まず1つの経費、何々何々経費の中のポツ、主な事業のポツ、これをできるだけ当初予算と合わせようということで、今年は少し頑張らせていただいた。ただ、ちょっと当初予算を2つに分けて、より具体的に説明するようにさせてもらったが、それと今、委員がおっしゃった事業費ごとを並べる順番は、私も今回どうしようかと悩んだけど、小・中学校費ともにある経費と小学校費だけ、中学校費だけの経費があり、それをどの後ろに持っていくのか、小学校の真ん中に持っていくのか、こちらのほうでなかなか定め切れなかったので、おっしゃったように、当初予算でこうしたのであれば、決算もそうする、当初予算の段階からちょっと変えさせてもらうというような形で、予算・決算はできるだけ合うような形で考えていきたいと思う。

<三上副委員長>

そうしていただけるとありがたい。当然、予算でも小・中学校一緒のものと単独のものがあって、それが並んでいるわけだから、そろえることは多分できる。今まであるものをいじるのは、大変申し訳ないので、この前の小・中学校を一緒にするのも英断していただいたので、できたらでよいので、願います。

<福井委員>

269ページのスクールバスの運転手を雇用、採用があるけれども、これは教育委員会が直接行っているのではないかと。

<学校教育課長>

業務委託として、運行と運転手の確保も含めて委託業者のほうで雇用をいただいている。

<竹内委員長>

では、ここで一旦よいだろうか、区切りをつけて、暫時休憩に入る。

(質疑終了)

14:30

(休憩)

14:30～14:45

14:45～

【教育部】

≪2款総務費・10款教育費5項社会教育費から歳出・歳入説明、質疑≫

各課長 説明

15:25

≪質疑≫

<小林委員>

最終ページのところで、読書フェスティバルは開催されたのだろうか。

<図書館館長>

読書フェスティバルであるが、隔年開催をいたしており、令和6年度については、第7回「かめおかっこ夢・未来読書フェスティバル」として、ガリレアカめおか1階響ホールで、令和6年10月19日土曜日に開催している。参加人数は、おおむね140人程度が参加されて、内容は、「本は心の架け橋」と題して講演会を行っていただいた。作家の村上しい子氏、あと、その会場の中で選書会をやっていて、そちらのほうには約50人が参加されて、選書された本が139冊ということで、139冊を購入したという実績である。

<福井委員>

284ページ、社会教育団体育成経費、分からないのは、ボーイスカウトやガールスカウトの人数が増えているのか減っているのか、ちょっと私は知らないのだが、PTAとか子ども会に関しては、あんまり活動が増えているようには思えない。ここの補助金の考え方について、桂川市長が市長になられて、一律補助金2割カットをやった。これが、今、文句があるのではなくて、必要な場合は、令和6年度を踏まえ、今後、社会教育関連経費を増額を求めていくのか、減額していくのか。見解を伺う。

<社会教育課長>

社会教育関係団体への補助金は、先ほど福井委員がおっしゃっていたとおり、これまで減額した経緯があって、令和3年までの数字は、この市PTA連絡協議会には15万円、市子ども会育成連絡協議会が13万円、ボーイスカウトに関しては7万3,000円、ガールスカウトについては5万9,000円、それぞれ支出をしていて、ガールスカウトについては変更はないが、その後、もう一度、実態に見合った金額に合わせる形で、市PTA連絡協議会が12万円、市子ども会育成連絡協議会が10万5,000円、ボーイスカウトが5万9,000円、ガールスカウトと同額に変更をしている。いずれにしても、それぞれ活動の実態、特に現在、実質子どもの減少がどうしてもあるので、それに伴って活動の経費のも少なくなっていくので、適正な補助金を支給させていただいている。今後当然、これから活動がどのようになっていくかは、毎年ごとに、その活動内容を見て精査をさせていただいているところである。

<松山委員>

289ページの地域学校協働活動推進事業委託料について、これは各学校に対して交付を行っているのか、何か委託コーディネーターに支払いしているのか。

<社会教育課長>

各自治体ごとになるのだが、自治体地区ごとに、この地域学校協働活動の本部を23地区設けている。それに対して、一律4万円を23地区で、合計90万円の委託料をお支払いしている。

<松山委員>

学校もしくは地域によっては、この事務局を学校の教頭先生が担っていると聞いているが、そういった実態があるのか。

<社会教育課長>

学校によっては、先生が担っていただいているところもある。

<松山委員>

23地区そがそれぞれとも時代の背景も地域の特色も全然違うことから、果たしてこの地域学校協働活動が成り立っているのか成り立っていないのかというのが非常に難しいと思う。例えば聞くとところによると、自治会が全く機能していないところもあったり、地域と学校と、また保護者をつながりをはっきりと持てるような、そんな連携が取れているとは、到底、僕自身は思えない。そういった実態の把握は、これは予算を上げていただいているのは教育委員会なので、そもそもこの財源は、国が府に下してきて、府が亀岡市に下してきているのか。

<社会教育課長>

実態については、それぞれ実施報告書をいただいているので、これは補助金の審査に用いているものだが、それについて審査をして、中身を見させていただいている限りは、それぞれ地域によっては温度差というか、その活動の多い少ないということはあるが、それぞれに取り組んでいただいていることを確認させていただいている。財源については、府の支出金として、事業推進補助金の下りてきている。

<松山委員>

参加者総数は、各1自治会、大体何名ぐらいか。詳細は、それぞれの地域によって全然違うし、それによって割り算をしたらよいか、大体23で6,511人。地域によって、青少協とか、様々な地域によっていろいろあると思う。

<社会教育課長>

おっしゃるとおり、地域によって全く異なってくるが、例えば地域によっては、もう30人、40人というような参加者、年間30人ぐらいしかないというようなところもあれば、延べ人数1,000人を超えるというのものもある。この多いの何かを見ていたら、例えば地域の小屋にアートを壁面に貼るとか、そういう作業を何日にも分けて、もうある一定の期間、ずっとそれをやっているということで、どうしてもこの活動日数が多くなって、その分、参加者も延べ人数が増えるというような傾向も見られる。そういう地域の特色ある取組をされているところは人数も多くなっている傾向があると分析をしている。

<松山委員>

私は、地域と学校とか保護者のつながりは非常に重要だと思うし、ましてや地域コミュニティがどんどん希薄化している中で、こういった取組が非常に重要

だと思う。ただ、地域学校協働の会議をするためだけに集まって、今の学校の現状を報告し合うような、そんなものではなくて、いかにこの子どもたちをどう見守っていくかを地域で考えてもらうことが必要と思う。その点、また実態を、どういった状況なのか、教育委員会としても見ていただきたい。これは要望にさせてもらう。

<三上副委員長>

今の289ページの地域学校協働活動について、コロナの前までは、結構、多様に、例えば篠町自治会は、昔の遊びを子どもたちに体験してもらうことで、安詳小学校、詳徳小学校とか、会場を回り持ちで、私もけん玉コーナーを担当していたが、竹とんぼとか、あやとりとか、おじゃみとか、いろんな昔の遊びなどを地域の方が子どもたちに教えて、自治会の大きい釜で豚汁をつくってもらって、みんなでお昼を食べることをしていて、非常によい取組をした。コロナでなくなってから、こういう何か清掃活動になってしまったのかなという認識であるが、全然事業が別だったらよいけれども、多分、その事業を引き継いでいるという認識で間違いないか。

<社会教育課長>

三上委員のおっしゃるとおりで、傾向として、コロナの前は、参加者だけで言うと、今とそんなには変わらないのだが、実施報告書を見ていると、そういう清掃活動だけになっているというようなところもある。ただ、その一方で、地域の方々でおはぎをつくったり、伝統食を守っていく取組を行っているところもあるし、そのほか、地域の森林、そういうことの学ぶ機会を設けて、間伐材で何か遊ぶことの取組もある。地域によっては、そういったことは変わらず行っているところもあると認識をしている。

<三上副委員長>

この事業は、お金を出しているのは亀岡市であり、学校の教頭先生などが事務局になって大変な思いをされていたと思う。面倒くさい取組ではあったが、やっぱり地域の方が子どもたちのために何かよい経験をさせてやろうと頑張っていた取組だったので、ここを統括するところがあるのかどうかは分からないが、それがもうこの担当課になるのか、もうそれぞれやってくださいになるのか、在り方は、コロナで途切れた経緯なども踏まえて、ちょっと一回投げかけてみてもよいと思うが、あんまりそこまでは考えておられないか。

<社会教育課長>

おっしゃるとおりである。これまでは、それぞれで安定した活動をされていたので、そういった機会がなかったかと思う。コロナ禍以降、縮小してしまったこともあるかと思うので、そこでいま一度、事業趣旨の原点に立ち返り、亀岡市としては、この補助金を出している立場でもあるので、その活動の本意、そこはもう一度浸透して、御理解をいただいた上で、積極的に活動していただけるように呼びかけていきたいと思う。

<松山委員>

289ページの地域未来塾である。実施時間が249時間実施であるがれども、何人の生徒が参加されたのか、それに何名が指導したのか、伺う。

<社会教育課長>

まず、学習支援員は7学校で実施して、合計10人。各学校、大体1名から2名の方にお世話になっている。受講者は、これも各学校によって違うが、多い

ところだと、1こま当たり30人の参加があり、少ないところで1講義当たり8人の参加があった。指導される科目は、数学、英語、国語、社会、理科であり、主要科目と言われる教科は、全てである。

<三上副委員長>

288ページから289ページについて、障がい者のための教室である。私もボランティアで入らせてもらっていたりするが、かめのご学級に入らせてもらっている。前任の課長もかなり御苦労されたが、本来は中央公民館でやっていた事業である。あそこは、教育部の所管の教育の施設であった。そこで、除却になったので、今は総合福祉センターでされている。場所的に、それまで中央公民館でやっていたものを、ほかのいろんなサークルとかもある中で、場所がなかなか確保できない。何かちょっと間借りをしているというか、障がい者の方のいろんな教室だから、福祉の分野でもあるのだが、ちょっと何か所管が違うことから、冷たい対応が多くて、前の課長も苦労されていたようである。それは、令和6年度がそうだった。これは場所の確保も、なかなかほかの場所でやるというわけにはいかないが、所管が違うので課長同士が連携されていたけれども、今、令和6年度は課題があったことは聞かせてもらっている。引き続きやっていく上での見通しというか、保護者の方も送り迎えをしなければならぬが、その場所、なかなか待っている場所もないから一緒に参加するしかないとか、子どもたちだけでやらせたいけれども、待っている場所がないとか、要望はいろいろ聞いているので、気持ちよくやっていただけるように、また引き続き努力していただきたいが、課長、引き継いでもらっていると思うが、何かコメントがあれば、話してもらいたい。

<社会教育課長>

三上委員、参加いただき、ボランティアとしての御尽力をいただき、本当にありがとうございます。おっしゃるとおり、以前は教育委員会所管の施設で行っていたものを、今は施設借上げで貸館を使っている開催になっていて、ほかの利用者の方々も多くいらっしゃる中での1つの利用団体ということになるので、ルールを守りながら使う状況の中で、なかなか御迷惑をおかけしていることもあるということも認識している。その中で、課題が出てきていることも分析しており、その解決に向けては、今年度、何とか景色が見えてきたかなというところで対応をしているので、何とか、以前、中央公民館を使っていたときには戻らないかもしれないけれども、今ある施設の中で十分に教室として快く参加していただけるような環境づくりは進めていきたいと思っている。

<三上副委員長>

歴史が古くて、多分、かめの会が一番古いのかな、50周年の記念もされた、歴史のあるそれぞれ教室である。かめの会でも、財産としてたくさん今までの資料を残してあって、中央公民館がもうなくなったから、それを総合福祉センターに置かせてもらってはいるけれども、雨漏りで何か作品が傷んだとか、別に雨漏りはセンターの職員の責任ではないけれども、借りているところもあるので、引き続き継続するように努力してほしい。要望しておく。

<山本委員>

286ページの人権教育経費、また、その後ろの288ページの生涯学習推進経費の分で、それぞれの講師に対する謝金の考え方について、昨年度と今年度を見ても、回数は同じで参加者が同じであっても、謝金は違うが、この辺りの

考え方はどのようになっているのか。

<社会教育課長>

講師謝金については、講演によっては、講師が1人ではなくて複数名おられたり、例えばそういう木工であるとか、体験型のプログラムだとどうしても複数名おられることもあるので、そういった場合には、少し金額が1人のときよりも多くなることもある。一律謝金という取決めはないので、それぞれ一般的に幾らほど、その方がお受けになるときに報酬として最適なのかをお聞きした上で、こちらとしても予算があるので、それを加味しながら総合的に判断をさせていただいている。

<山本委員>

生涯学習も一緒か。

<社会教育課長>

はい、全てそういうような考え方である。

<山本委員>

そうしたら、人数と、あと交渉で、それで変わってくるということか。

<福井委員>

292ページの上、図書電算管理経費のについて、この一番下の主な経費の機器賃借料432万円を再度説明願う。というのは、要するにシステム運用をして、蔵書の予約がインターネットでできるし、それに合わせて、蔵書管理の効率化を図っただろうけれども、機器賃借料は、何と言われたかな。

<図書館館長>

先ほどの説明に少し補足する。図書館管理システムについては、システム機器を構築した後、一括でお支払いするのが難しい関係があり、長期リースでお借りする形で5年間、60か月の期間で賃借料を払っていく。始まりの年と終わりの年が12か月に満たない年もあり、去年度は10か月払い分で終了するので、一昨年の12か月分と比べると、86万4,820円減少している。リース期間が終わった後は、その機器は、リース落ちと言って価値がゼロになることから亀岡市に所有権が帰属するので、リース料なしで機器を使っている。

<福井委員>

リースの関係は分かった。今、要はリース落ちして、もうリース料は払わなくてよくなって、機器をそのまま令和6年度も使っていたということか。

<図書館館長>

システムに関しては、基本5年でリース落ちになるのだけれども、故障とか、特別致命的な理由がない限りは、予算の関係もあるので、なるべく長く使おうということの中で、つい先月まで使っていた。実は、今年度のお話になるのだけれども、ちょっと停電時に不具合が生じたので、9月から実は新しいシステムに更新していくために新たに契約をした。

<福井委員>

そしたら、432万4,100円を払ったのは、令和6年度の、例えば10月までか、その辺がよく分からない。

<図書館館長>

賃借料に関しては、昨年度比で86万4,820円減額で、これは10か月分である。なので、令和5年の決算額と比較していただくと、86万4,820円ほど差が開いていると思う。

<福井委員>

開いている、下がっているのやな。

<教育部長>

10か月分ということは、4月から始まって1月まで分ということになる。

<図書館館長>

4月から1月分までである。

<福井委員>

それが決算として、この金額で上がっているという理解をしたらいいのだね。

<図書館館長>

そのとおりである。

<福井委員>

その後、故障した場合はどうするのか。

<図書館館長>

実は、7月に停電があって、そのときに一部機能が傷んだので、もう期限切れということもあるので、新しいシステムに更新することにした。9月に機器を更新して新しいシステムを使い始めている。したがって、また今月から新たにリース料が生じている。

<竹内委員長>

そのほか、ないようなので、以上で質疑を終わる。

(質疑終了)

16:15

(教育部 退室)

(休憩)

16:15～16:30

≪事務事業評価打ち合わせ≫

16:30

<竹内委員長>

これより、事務事業評価打ち合わせを行う。
事務局より、事務事業評価の流れ等、説明願う。

[事務局より、事務事業評価の流れ等について説明]

<竹内委員長>

評価点数は、それは個人のことであるので、最後の総合評価で話をさせていただき、拡充か、現状維持か、見直しが必要なのか、意見の中でまとめるということではよいか。

—全員了—

<竹内委員長>

本日の審査はこれまでとする。明日9月18日(木)午前10時に再開する。

散会 ～ 16 : 40